

**令和6年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 29	片目失明者に対する合理的配慮に関する調査研究
補助基準額	5000 千円を上限とする
事業概要	片目失明者が社会生活で抱える課題について実態調査を行い、今後の片目失明者の合理的配慮について検討の基礎資料とする。
指定課題を設定する背景・目的	身体障害者手帳の視覚障害は、身体障害者福祉法施行規則別表において、一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のものを6級と定めている。平成30年1月の視覚障害の認定基準の検討に関する検討会報告書において「当事者団体等から、視力障害および視野障害による視覚障害認定では障害認定されないが、見えづらさを抱えている当事者への配慮を検討してほしいことなどの意見があり、視覚障害認定基準改善のための調査研究の中で、これらについても検討を行い、その結果を踏まえ、検討する」と記載がある。今回の推進事業では、合理的配慮の観点から片目失明者が社会生活で抱える課題について実態調査を行い、今後の片目失明者の合理的配慮についての検討の基礎資料とする。
想定される事業の手法・内容	・片目失明者へのアンケート調査 ・関係医療機関等へのヒアリング調査 ・事業所等の障害者ではないが働き方にしづらさを感じる方に対する（合理的）配慮に関する調査（文献調査、ヒアリング等） ・片目失明者に対する学校教育等教育の場における配慮のありかた調査（義務教育、高等教育、スポーツ、仮想現実をつかった研修、教育） ・加齢黄斑変性と網膜色素変性等の眼科疾患による片目失明者の労働生産性についての文献調査 ＜アンケート項目例＞ ・片目失明者の社会生活で抱える具体的な課題 ・支援をする際の課題 ・医療、福祉、労働、教育等との連携体制や支援の工夫・事例 有識者会議等の開催 ☐ 無 ☐ 有 (名程度 × 回程度開催) ワーキンググループの開催 ☐ 無 ☐ 有 (名程度 × 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐ 無 ☐ 有 (名規模 × 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒ 有 (100 名規模 × 1 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒ 有 (10 名程度 × 1 回程度実施)
求める成果物の活用方法（施策への反映）	・片目失明者が社会生活で抱える課題の課題を抽出することで片目失明者の抱える課題を整理する。また関係機関のヒアリングから片目失明者への支援の状況について収集する。調査内容から片目失明者の合理的配慮の検討の基礎資料とする。

	成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 無 ☒ (10 部印刷・配布 / WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	障害保健福祉部 企画課認定係／中山 (内線 : 3019) ・丸谷 (内線 : 3029)